

山形県第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）に対する市町村からの意見と対応について

市町村名	照会期間（2月8日～2月22日）に市町村から寄せられた意見	意見に対する県の対応又は考え方
山形市	【P4第2表 大沼鳥獣保護区】 ・ 大沼鳥獣保護区近辺では、イノシシの急増により農作物被害が甚大であることから、村山総合支庁・山形市・関係機関との協議では、区域縮小のうえ更新との内容であり、地域住民の同意が得られていたが、素案では区域変更ではなく更新となっている。経緯をご教示願いたい。	→ 大沼鳥獣保護区は、県民の森の指定区域と重複することから、県所管課との調整が完了するまで、素案は現状どおりの更新としていたもの。調整が終了したことから、この結果を反映し、区域変更計画を改める。 なお、縮小により指定解除される地域については、銃猟による危険を防止するための措置を講じることとする。
上山市	【P18 a許可対象者について】 ・ 許可対象者の範囲拡大により、速やかな対応、被害の減少につながると考えます。	→ 意見のとおり、農林業被害の減少を目的に、狩猟免許を持たない農林業者が自らの事業地内で捕獲を行う場合に許可の対象となるよう規定しているもの。
寒河江市	【P14、P18 第15表 許可基準の日数、第17表 許可基準の期間】 ・ 市町村の鳥獣捕獲実施隊による鳥獣の捕獲については、多くの市町村が年間捕獲許可を要望しており、昨年行われた「山形県第二種特定鳥獣管理連絡協議会」において、事務局より前向きに検討するとの回答があったが、今回の素案に反映されていないようである。経緯をご教示願いたい。	→ 被害防止を目的とする鳥獣捕獲許可は、あくまで個別の被害又はそのおそれに基づくものであって、通年の許可はできない。しかし、年間の被害を予察し、被害時期を包含する期間（複数も可）において捕獲を許可する予察捕獲の制度を活用し、市町村鳥獣捕獲実施隊が年間の計画的な捕獲活動を行うことは可能である。山形県第二種特定鳥獣管理連絡協議会では、予察捕獲の制度について説明したものである。
大石田町	【P18 第17表 許可基準の日数】 ・ 表頭の項目が、他の表と異なる。統一した表とした方が見やすいのではないか。	→ 表頭の項目について、他の表と整合性を図り、「日数」を「期間」に改め、項目の順序を「許可対象者」「区域」「期間」「方法」に整理した。
大石田町	【P15、P20 捕獲班の編成】 ・ 平成28年11月21日に開催された平成28年度山形県第二種特定鳥獣管理連絡協議会（村山管内）で示された関係機関の意見（捕獲班編成対象種であっても1名での捕獲が可能とすること。）等が、素案の中でどのように反映されたのかご教示願いたい。	→ 捕獲班編成対象種を許可捕獲する場合、最低2名（班長又は副班長、班員）による従事を求めているが、これを1名とした場合に安全性を確保する基準を設定するのに十分な情報が得られていないことから、今回は規定の変更を盛り込まないこととする。
米沢市	【P20 指導事項の概要】 ・ 第11次計画に規定されている「原則として法定猟法を実施する者は、捕獲区域と同一市町村に住所を有し、当該捕獲実施前1年間に狩猟者登録を受けているものとする。」を削除することにより、当該免許の取得及び狩猟者登録をしたものであれば即時有害捕獲に従事することができるようになるが、猟期狩猟の経験不足により従事者の怪我等が発生するおそれがあるのではないか。	→ 「原則として法定猟法を実施する者は、捕獲区域と同一市町村に住所を有し、当該捕獲実施前1年間に狩猟者登録を受けているものとする。」の規定は、法律や基本指針の規定にない規制であり、計画に記載することが適当でないことからこれを削除したもの。 許可捕獲の実施にあたっては、安全な作業の確保のために十分な技能や経験がある者が捕獲従事者となる必要があることから、実際の許可事務にあたり適切な審査が図られるよう、本計画の策定に合わせ関係規程の整備を図っていく。
長井市	・ 現状を的確にとらえ、イノシシやニホンジカ、カワウ、アライグマの対策を具体的に記述したことに賛意を表します。	
長井市	【P15 5(1)ア(オ) b(a)i】 ・ イノシシのわな設置に関して「周辺にツキノワグマの出没が認められない場所に設置すること」の規定について、県内においてツキノワグマの生息域とイノシシの生息域は重複しているところが多く、この表記があることで罠の設置ができない場所が多くなるのが想定される。ツキノワグマの錯誤捕獲を防ぐ対応として他の項目（上部の脱出口、痕跡後の扉閉め、餌の工夫）などで可能ではないか。	→ 限定的な規定方法をやめ、「周辺にツキノワグマが頻繁に出没する場所への設置は極力避けること。」に改める。
酒田市	【P24 6(4)捕獲物又は採取物の処理等】 ・ 「第四の5(1)エ(ア)gに準じるものとする。」について、目次に6(4)の記載がなく、処理等について参照すべき箇所の記述がない。	→ 編集作業における削除漏れのため、削除する。